

漁業認証規格 バージョン 3.0 新旧対照表

※規格前文（まえがき）への変更点については省略

項目	改正後 (Ver. 3.0)	改正前 (Ver. 2.0)
1.1.3 (iv) 削除	1.1.3 審査対象となる漁業の実態等が把握されている。把握すべき漁業実態の内容については以下の項目を含む。 (i) 漁業の概要 (ii) 漁具・漁法 (iii) 漁獲量・漁獲努力量 (※(iv)はFAOガイドラインの要件に含まれないため削除)	1.1.3 審査対象となる漁業の実態等が把握されている。把握すべき漁業実態の内容については以下の項目を含む。 (i) 漁業の概要 (ii) 漁具・漁法 (iii) 漁獲量・漁獲努力量 (iv) <u>漁業経営形態及び経営状況</u>
1.1.4 新規	<u>1.1.4 漁業従事者等は、適切な労働環境が確保されており、労働者の人権侵害が起きていない。</u>	
旧 1.2.2 削除	(※漁業法の改正に伴い、要求事項 2.4～2.6 の内容に包含されるため削除)	<u>1.2.2 審査対象となる漁業及び対象資源について、科学的根拠を勘案し、国及び地方公共団体が作成した「資源管理指針」(管理目標及び管理措置を含む)に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成している、あるいはこれと同等の資源管理措置を遵守する実効ある管理ルールが確立されている。また、その履行状況が確認されている。</u>
旧 1.2.5 削除	(※要求事項 3.2.1～3.2.3 と重複するため削除)	<u>1.2.5 対象資源の種苗放流が行われている場合は、国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上放流計画等が策定され、実施されている。</u>
3.1.1 修正	3.1.1 審査対象となる漁業が非対象種及び生態系に与える影響を評価するため、以下の項目に関し、科学的根拠に基づいた情報が収集・維持されている。 (iv) 当該漁業が使用する漁具及びその <u>流失が生態系（海底等の海洋環境を含む）</u> に与える影響	3.1.1 審査対象となる漁業が非対象種及び生態系に与える影響を評価するため、以下の項目に関し、科学的根拠に基づいた情報が収集・維持されている。 (v) 当該漁業が使用する漁具が生態系（ <u>海底環境など</u> ）に与える影響

漁業認証「審査の手引き」 バージョン 3.0 新旧対照表

※各要求事項の解説文への変更点については省略

項目	改訂後 (Ver. 3.0)	改訂前 (Ver. 2.2)
1.1.3 ③修正 ④削除	③ 審査対象となる漁業の漁獲量・漁獲努力量 <input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業の漁獲量データ、 <u>統数、漁獲努力量</u> <input type="checkbox"/> <u>上記データの収集方法</u> (※④は、規格に合わせ削除)	③ 審査対象となる漁業の漁獲量・漁獲努力量 <input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業の漁獲量データ、統数 <input type="checkbox"/> <u>審査対象となる漁業の漁獲努力量</u> ④ <u>審査対象となる漁業の漁業経営形態及び経営状況</u> <input type="checkbox"/> <u>審査対象となる漁業の経営形態及び経営状況</u>
1.1.4①② 新規	<p><u>漁業従事者等は、適切な労働環境が確保されており、労働者の人権侵害が起きていない。</u></p> <p>① <u>漁業従事者（特定技能外国人・外国人技能実習生を含む）等は、船員法や労働関係法令に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な労働環境が確保されていることを示す以下を確認できるか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>就業規則や雇用契約等の書類、健康診断の記録実施を示す書類またはそれらに関する聞き取り調査資料</u></p> <p>② <u>強制労働、児童労働、賃金の未払い、旅券の没収（外国人労働者）不当労働行為など、労働者の人権侵害が起きていないことを示す以下を確認できるか。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>船員労務官または労働基準監督署から指導・勧告の無いこと</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>被害者救済のための苦情処理手続を示す資料</u></p>	

審査の手引き（続き）

項目	改訂後（Ver. 3.0）	改訂前（Ver. 2.2）
旧 1.2.2 削除	（※規格に合わせ削除）	<p>1.2.2 審査対象となる漁業及び対象資源について、科学的根拠を勘案し、国及び地方公共団体が作成した「資源管理指針」（管理目標及び管理措置を含む）に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成している、あるいはこれと同等の資源管理措置を遵守する実効ある管理ルールが確立されている。また、その履行状況が確認されている。</p> <p>① 獲努力量と漁獲量の包括的規制に関する「資源管理指針」、及び審査対象となる漁業と対象資源に関し左記指針に沿って「資源管理計画」（または同等の資源管理措置）が作成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「資源管理指針」（同等のものを含む）の作成 <input type="checkbox"/> 「資源管理計画」（同等のものを含む）の作成 <p>② 「資源管理計画」の履行状況が、漁業を管理する組織によって確認されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「資源管理計画」の履行報告書
旧 1.2.5 削除	（※規格に合わせ削除）	<p>1.2.5 対象資源の種苗放流が行われている場合は、国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上放流計画等が策定され、実施されている。</p> <p>① 国または地方公共団体と関係漁業者等と協議を経て、放流計画等が策定され、実施されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「放流計画」（同等のものを含む） <input type="checkbox"/> 実施状況（報告書）

審査の手引き（続き）

項目	改訂後 (Ver. 3.0)	改訂前 (Ver. 2.2)
2.3① 修正	<p>① 対象資源の現状と動向の評価にあたっては、対象資源の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲と、それに起因する致死（投棄、未確認の致死、意図的な致死、未報告の漁獲、漁獲等含む）を考慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業種類(漁法)による対象資源の漁獲データ</p> <p><input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業種類(漁法)以外による対象資源の漁獲データ</p>	<p>① 対象資源の現状と動向の評価にあたっては、対象資源の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲と、それに起因する致死（投棄、未確認の致死、意図的な致死、未報告の漁獲、漁獲等含む）を考慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業による対象資源の漁獲データ</p> <p><input type="checkbox"/> 審査対象となる漁業以外による対象資源の漁獲データ</p>
2.4② 修正	<p>② 対象資源の評価結果が、「<u>資源管理方針</u>」及び「<u>資源管理協定</u>」（あるいはこれと同等のもの）の作成のための意思決定に反映されているか。</p>	<p>② 対象資源の評価結果が、「<u>資源管理指針</u>」及び「<u>資源管理計画</u>」の作成のための意思決定に反映されているか。</p>
2.5① 修正	<p>① 管理目標において、予防的措置や最良の科学的根拠に基づき、「対象種」、「<u>目標管理基準</u>」、「<u>限界管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」を定義しているか。また、「<u>目標管理基準</u>」は、平均してMSY（または適切な代替基準）を達成するよう定義され、「<u>限界管理基準</u>」は、加入乱獲や回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を避けるよう定義されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理目標等における「<u>対象種</u>」、「<u>目標管理基準</u>」、「<u>限界管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」の適切な定義</p>	<p>① 管理目標において、予防的措置や最良の科学的根拠に基づき、「対象種」、「<u>限界管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」を定義しているか。また、「<u>目標管理基準</u>」は、平均してMSY（あるいは代替水準）を達成するよう定義され、「<u>限界管理基準</u>」は、加入乱獲や回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を避けるよう定義されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理目標等において、「<u>対象種</u>」、「<u>限界管理基準</u>」、「<u>目標管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」の適切な定義</p>
2.5③ 修正	<p>③ 「<u>管理目標</u>」、「<u>目標管理基準</u>」、「<u>限界管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」に合致した、「アウトカム（成果）指標」（あるいは同等のもの）が設定されているか。</p>	<p>③ 「<u>管理目標</u>」、「<u>限界管理基準</u>」、「<u>目標管理基準</u>」、あるいは「<u>代替水準</u>」に合致した、「アウトカム（成果）指標」（あるいは同等のもの）が設定されているか。</p>

審査の手引き（続き）

項目	改訂後（Ver. 3.0）	改訂前（Ver. 2.2）
<p>3.1.1① ④ (1)(3)修正 (4)新規</p>	<p>(iv) 当該漁業が使用する漁具及びその流失が生態系（<u>海底等の海洋環境を含む</u>）に与える影響</p> <p>(1) 審査対象となる漁業種類によって漁獲される認証対象種以外の生物の種名、及び審査対象漁業に起因する、それらの生物の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）に関する情報と評価。</p> <p>(3) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域への影響の情報と評価。（左記漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間を含む。）</p> <p>(4) 審査対象となる漁業が使用する漁具及びその流失が、当該漁具に対して特に脆弱な生態系に与える影響に関する情報と評価。（左記漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間を含む。）</p>	<p>(iv) 当該漁業が使用する漁具が生態系（<u>海底環境など</u>）に与える影響</p> <p>(1) 審査対象となる漁業による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）に関する情報と評価。</p> <p>(3) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域、及び左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域への影響の情報と評価。（左記漁業により潜在的に影響を受ける空間部分のみではなく、関係する生息域の全ての空間を含む。）</p>
<p>3.1.2① (1)(3)修正 (4)新規</p>	<p>(1) 審査対象となる漁業種類によって漁獲される認証対象種以外の生物の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。</p> <p>(3) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域において、審査対象となる漁業の影響を除外、最小化、あるいは緩和するための管理目標とアウトカム（成果）指標。</p> <p>(4) 審査対象となる漁業が使用する漁具及びその流失が、当該漁具</p>	<p>(1) 審査対象となる漁業による、非対象種の混獲（投棄を含む）に起因する、当該非対象種の過剰漁獲やその他の回復不可能な影響（あるいは回復がほとんど見込まれない影響）を回避するための管理目標とアウトカム（成果）指標。</p> <p>(3) 審査対象となる漁業による、対象資源の重要な生息域、及び左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域において、審査対象となる漁業の影響を除外、最小化、あるいは緩和するための管理目標とアウトカム（成果）指標。</p>

	<p>に対して特に脆弱な生態系に与える影響を、除外、最小化、あるいは緩和するための管理目標とアウトカム（成果）指標。</p>	
3.1.3① 修正	<p>① 申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献しているか（藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化・保全、河川・湖沼の生態系保全、漁業活動による環境保全等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者による対象資源の生息環境の保全に対する貢献 <input type="checkbox"/> <u>プラスチック製品等の漁業系廃棄物についての適正回収、及びリサイクル等の循環的利用の取組</u> <input type="checkbox"/> <u>船舶の使用燃料削減の対策を示す資料</u> 	<p>①申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献しているか（藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化・保全、河川・湖沼の生態系保全、漁業活動による環境保全等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者による対象資源の生息環境の保全に対する貢献
3.2.1④ 修正	<p>④ 放流実績（<u>放流数、時期、サイズなど</u>）は収集したうえ、最適な放流方法（放流サイズ、適切な発育段階など）を選定する措置をとっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 放流実績（放流数、放流月日、<u>サイズなど</u>）の収集 <input type="checkbox"/> 適正な放流方法の検討（発育段階など） 	<p>④ 放流実績（<u>放流数、時期、サイズなど</u>）は収集したうえ、最適な放流方法（放流サイズ、適切な発育段階など）を選定する措置をとっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 放流実績（放流数、放流月日、サイズ）の収集 <input type="checkbox"/> 適正な放流方法の検討（発育段階など）

漁業認証「認証機関に対する要求事項」 バージョン 3.0 新旧対照表

項目	改訂後 Ver. 3.0	改訂前 Ver. 2.2
5.3 申請 5.3.1	<p>認証機関は、認証申請者に漁業認証規格による審査に必要な範囲の情報提供を要求しなければならない。情報には少なくとも次の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認証申請者の名称、住所、及び法的な地位、<u>及び審査対象となる漁業を行う者との関係</u> 2. 漁業権免許または漁業許可等の内容 ただし、いわゆる自由漁業の場合は許可・免許等を必要としない漁業であることを確認する。 3. 対象漁獲種、漁法、及び漁場 4. <u>認証構成員（対象となる漁業者または船舶のリストを含む）</u> 5. 審査対象となる漁業の管理規則 	<p>認証機関は、認証申請者に漁業認証規格による審査に必要な範囲の情報提供を要求しなければならない。情報には少なくとも次の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認証申請者の名称、住所、及び法的な地位 2. 漁業権免許または漁業許可等の内容 ただし、いわゆる自由漁業の場合は許可・免許等を必要としない漁業であることを確認する。 3. 対象漁獲種、漁法、及び漁場 4. 審査対象となる漁業の管理規則
5.5 審査の準備 5.5.6.	<p>審査チームは、5.3.1.に基づき提出された情報について、少なくとも、当該の漁業を行う<u>事業主の事務所</u>、当該の漁業を行う権利または免許を保有・管理している団体（漁協、あるいは漁協が会員となる連合会など）の事務所などに<u>問合せ、これらの情報の適格性について確認しなければならない。</u>また、<u>要求事項に照らして当該漁業を評価するために必要な情報について、事前に当該地域の水産資源に関わる試験場あるいは研究機関から収集しなければならない。</u>これらの機関が電子媒体によって公開している情報を利用することができるが、もしそれらの方法によってまだ情報が不足している場合は、これらの機関に<u>訪問、問合せ</u>等により、可能な限り情報収集しなければならない。</p>	<p>審査チームは、5.3.1.に基づき提出された情報について、少なくとも、当該の漁業を行う<u>船主の事務所</u>、当該の漁業を行う権利または免許を保有・管理している団体（漁協、あるいは漁協が会員となる連合会など）の事務所などを<u>回り、当該の漁業が要求事項に適合していることを示す証拠を集めなければならない。</u>また、当該地域の水産資源に関わる試験場あるいは研究機関に<u>関しては、これらの機関が電子媒体によって公開している情報を、要求事項に適合することの証拠として利用することができるが、もしそれらの方法によってまだ情報が不足している場合は、これらの機関を訪問し、証拠集めを可能な限り行わなければならない。</u></p>

<p>5.9 認証書類 5.9.1.</p>	<p>認証機関は、認証証書に以下の情報を含めなければならない。認証機関は、付属書 D に定めるひな形を利用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スキームオーナー及び認定機関の名称及び所在地 ・ 認証機関の名称及び所在地 ・ 認証を授与された組織の名称及び所在地 ・ 認証発効日 ・ 認証の適用範囲：対象魚種および漁法 ・ <u>認証の構成員（対象となる船舶リスト等を含む）</u> ・ 適用された漁業認証規格（バージョン情報を含む） ・ 認証の有効期間と有効期限 ・ 発行者の署名及び役職 	<p>認証機関は、認証証書に以下の情報を含めなければならない。認証機関は、付属書 D に定めるひな形を利用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スキームオーナー及び認定機関の名称及び所在地 ・ 認証機関の名称及び所在地 ・ 認証を授与された組織の名称及び所在地 ・ 認証発効日 ・ 認証の適用範囲：対象魚種および漁法 ・ 適用された漁業認証規格（バージョン情報を含む） ・ 認証の有効期間と有効期限 ・ 発行者の署名及び役職
<p>5.11 更新審査 5.11.9.</p>	<p>認証機関は、更新審査において、当該の漁業認証の有効期間内に再認証が決定されない場合、その旨を認証申請者に伝達する。<u>認証申請者は認証の有効期間が切れてから再認証が決定されるまでの間、原則、ロゴマークを使用することはできない。なお、在庫商品・包材の扱いに関しては、別途ロゴマーク使用契約に定める「契約終了後の処理」の内容に従う。</u></p>	<p>認証機関は、更新審査において、当該の漁業認証の有効期間内に再認証が決定されない場合、その旨を認証申請者に伝達する。<u>なお、認証申請者は審査が終了するまでの間、ロゴマークの使用を継続することができる。</u></p>
<p>付属書 B サンプリング</p>	<p><u>例外事項：審査対象漁業が有する監視及び取締等の体制、及び規制や取決め等を遵守しなかった場合の措置（罰則）等により、当該漁業全体に関連する実効ある管理体制が確認できる場合は、上記の最低サンプル数より減らすことができる。</u></p>	<p>(項目追加)</p>